

令和6年4月1日から品目追加になります！ 生活支援特別給付事業

【制度内容】

既存の福祉制度における対応が困難で、用具の給付等の必要性（医師意見書により判断）がある方を対象とした、日常生活用具費給付制度です。
手帳の交付を申請中の方で、病状等により用具を至急必要と認められる場合は、決定までの救済措置としての利用も可とします。この場合、本制度を優先するものとし、手帳交付後の精算等はいたしませんので、ご了承下さい。

【対象者】

- ①根室市内に住所を有し、居住していること。
- ②障害者総合支援法、介護保険法その他の法律による支給制度を受けられないこと。
- ③日常生活用具の必要性を認める医師の意見書を得ることが出来ること。

【給付内容】

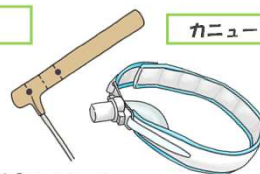
対象品目購入における用具販売者の見積額のうち、

「市民税課税世帯は1/2」

「市民税非課税世帯は2/3」を、下記の給付限度額の範囲内で給付します。

オキシセンサ

カニューレホルダー



追加品目	給付限度額
気管切開カニューレホルダー	48,000円 ※1年度中1回まで
動脈血中酸素飽和度 測定器用消耗品	4,900円 ※1年度中3回まで

【申請に必要なもの】

- ①申請書
- ②業者の見積書
- ③医師意見書（様式あり）
- ④医師意見書取得にかかる領収書
- ⑤通帳



【問い合わせ先】

根室市役所健康福祉部
社会福祉課福祉担当（8番窓口）
TEL0153-23-6111